

2025年8月13日

東京都中央区銀座七丁目3番5号
株式会社ツナググループ・ホールディングス
代表取締役社長 米田 光宏

吸収分割に係る事前開示書面

当社は、株式会社ツナググループ・コンサルティング（東京都中央区銀座七丁目3番5号。以下「分割会社」といいます。）の常用型派遣事業を含む人材サービス支援事業及びコールセンター事業に関する権利義務を承継することいたしました（以下「本件吸収分割」といいます。）。本件吸収分割につきまして、会社法（以下「法」といいます。）第794条第1項及び会社法施行規則第192条の規定に従い、以下のとおり吸収分割契約の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

1 吸収分割契約の内容

別紙1のとおりです。

2 分割対価の相当性に関する事項

当社は、分割会社の完全親会社であるため、本件吸収分割に際して、当社は分割会社に対して、株式、金銭その他の財産の交付をいたしません。

3 吸収分割会社について

分割会社の直前事業年度の財政成績及び経営成績並びに最終事業年度に係る決算公告の内容は次のとおりです。

（分割会社の直前事業年度の財政成績及び経営成績）

<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS81305/1a53a00e/d0ac/4662/bcf7/3c2d585ed6f9/140120250731525540.pdf>

（最終事業年度に係る決算公告の内容）

掲載紙 官報

掲載の日付 2025年8月12日

掲載頁 63頁（号外第182号）

4 吸収分割承継会社について

当社においては、最終事業年度の末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

5 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

当社の 2024 年 9 月 30 日現在の貸借対照表における資産の額は 4,862,210 千円、負債の額は 3,211,642 千円です。本件吸収分割において、当社は分割会社に対して、株式、金銭その他の財産の交付をせず、また、当社が分割会社から承継する予定の資産及び負債に重大な変動は生じておらず、本件吸収分割の効力発生日までの間についても、現在のところ重大な変動を生じる事態は予想されていません。以上より、本件吸収分割の効力発生日における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みであり、その他、当社の本件吸収分割後の事業活動において予想される当社の資産及び負債の額並びに収益状況について検討いたしましたが、当社が負担する債務の履行に支障を及ぼす事象の発生及びその可能性は、現在認識されておりません。したがって、当社の負担する債務については、本件吸収分割の効力発生日以後も履行の見込みがあると判断しております。

以上

吸収分割契約書

株式会社ツナググループ・コンサルティング（以下「甲」という。）と株式会社ツナググループ・ホールディングス（以下「乙」という。）は、甲の常用型派遣事業を含む人材サービス支援事業及びコールセンター事業（以下「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙が承継する（以下「本件分割」という。）にあたり、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（分割当事会社の商号及び住所）

本件分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりであることを確認する。

（1） 甲：吸収分割会社

商号：株式会社ツナググループ・コンサルティング

住所：東京都中央区銀座七丁目3番5号

（2） 乙：吸収分割承継会社

商号：株式会社ツナググループ・ホールディングス

住所：東京都中央区銀座七丁目3番5号

第2条（吸収分割）

甲は、本契約の定めるところにより、吸収分割の方法により、甲が効力発生日（第5条に定義する。）において営む本件事業に関して有する次条記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第3条（承継する権利義務等）

- 1 乙が甲から承継する権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。ただし、本件事業から生じる事業上の収益、費用及び利益（損失）並びにこれらに係る債権債務については、効力発生日をもって区分し、効力発生日前日までの分は、乙に承継されないものとする。
- 2 甲から乙への債務の承継は、重疊的（併存的）債務引受けの方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償できるものとする。

第4条（分割対価の交付）

乙は、本件分割に際し、甲に対して、株式その他の金銭等の交付を行わない。

第5条（効力発生日）

本件分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年10月1日とする。ただし、本件分割の手の続の進行に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、これ

を変更することができる。

第 6 条（分割承認決議等）

乙は、効力発生日の前日までに、法令上必要なる本契約の承認その他本件分割に必要な事項に関する手続きを行うものとする。

第 7 条（競業避止義務）

甲は、本件分割後においても、本件事業と同種又は類似する事業に関し会社法第 21 条に定める競業避止義務を負わない。

第 8 条（本契約の変更及び解除）

本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じたとき、本件事業運営に必要な許認可等が取得できないとき、その他本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲及び乙は、協議の上、本契約に定める本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 9 条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項の他、本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書 1 通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本、乙が写しを保有する。

2025 年 7 月 31 日

甲： 東京都中央区銀座七丁目 3 番 5 号
株式会社ツナググループ・コンサルティング
代表取締役 米田 光宏

乙： 東京都中央区銀座七丁目 3 番 5 号
株式会社ツナググループ・ホールディングス
代表取締役 米田 光宏

(別紙)

承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、負債、契約その他の権利義務を甲から承継する。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については2025年6月30日の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎としたものであり、実際に承継する権利義務については、これらに本件分割の効力発生日の前日に至るまでの増減を加除した上で確定する。

1 承継する資産

本件事業に属する資産のうち、以下の勘定科目の分類に属する資産

(1) 流動資産

前払費用（うち求人媒体利用分）

(2) 固定資産

建物付属設備（札幌オフィス分）

工具器具備品（札幌オフィス分）

(3) その他甲乙間で別途合意した資産

2 承継する負債

承継しない。ただし、別途合意した負債を除く。

3 承継する契約上の地位（雇用契約を除く。）

派遣基本契約、派遣個別契約、紹介予定派遣契約、業務委託契約、請負契約及び商品取次契約等の本件事業に属する契約並びに本件事業を営む上で必要な派遣管理システムに関する契約その他甲乙間で別途合意した契約における契約上の地位及び当該契約に基づいて発生した権利義務。

ただし、以下に掲げるものを除く。

(1) 乙に承継されない資産及び負債に関する契約

(2) 税理士法人との間で締結した決算業務に関する契約

(3) 承継にあたり契約の相手方から同意を取得することが必要であるにも拘らず、当該同意を取得できなかった契約

(4) その他甲乙間で別途合意した契約

4 承継する雇用契約

効力発生日において甲に在籍し、本件事業に主として従事するすべての従業員（雇用形態を問わず、出向者、求職者、内定者を含む。）に係る雇用契約上の地位及び当該契約に基づいて発生した一切の権利義務。

5 承継する知的財産権

本件事業に属する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）、ノウハウその他知的財産権に係る権利

以上